



宮 崎 県 公 報

令和6年5月7日(火曜日) 第506号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (福祉保健課) 1

頁

○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (福祉保健課) 1
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 1

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 2

告 示

宮崎県告示第 266号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
訪問看護ステーション あやめ	日向市大字財光寺 972番地10

2 届出事項

所 在 地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
日向市大字財光寺1255番地	日向市大字財光寺 972番地10	平成29年4月1日

宮崎県告示第 267号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 延西	延岡市野地町3丁目3456番地	ひまわりケアプラン	延岡市野地町3丁目3456番地

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
延岡西介護よろず相談所	ひまわりケアプラン	平成31年4月1日

宮崎県告示第 268号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地	高千穂町訪問看護ステーション	西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地1	令和6年3月31日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和6年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣